

◎新潟県人事委員会訓令第1号

新潟県人事委員会事務局

新潟県人事委員会事務局事務決裁規程（昭和56年3月新潟県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表第2</b> （第5条関係）		<b>別表第2</b> （第5条関係）	
課長専決事項		課長専決事項	
人事委員会の 権限に属する もの	事務局長の権限に属するもの	人事委員会の 権限に属する もの	事務局長の権限に属するもの
(略)	(1) <u>会計年度任用職員</u> の任免を すること。 (2)～(20) (略)	(略)	(1) <u>一般職の非常勤職員</u> の任免 をすること。 (2)～(20) (略)